

会 議 録

1 会議名

第3回 上越市自治基本条例見直し検討委員会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 条例の検証（公開）

(2) その他（公開）

3 開催日時

平成30年1月10日（水）午後3時から午後4時40分まで

4 開催場所

上越文化会館 中会議室

5 傍聴人の数

1名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委員：大堀みき、岡田龍一、熊木敏夫、笹川玲子、新保絵梨、馬場健、保坂裕子、
矢澤正隆、吉田昌幸

・事務局：笠原自治・市民環境部長、佐藤自治・地域振興課長、
松縄自治・地域振興課副課長、石黒係長、竹内主任、清水主任、小林主事

8 発言の内容（要旨）

【馬場座長】

・挨拶

本日は、「2-6-1 非核平和に係る社会動向」から進め、全ての項目の審議をひととおり終えた後、本日事務局から提出のあった、前回までの議論を踏まえた素案の修正案について議論を進めていくこととする。

事務局に当日配布資料の説明を求める。

【石黒係長】

当日配布資料No.1は、前回、前々回に委員からいただいた意見を項目立てて整理をしたものである。その意見の要旨について、修正を行った方向性を網掛けで記載している。

そして、当日配布資料No.2にその修正内容を反映している。例えば、4ページの「2-

1 「人口・世帯」の部分では、四角の中の1-aという形で網掛けで修正を行っている。新旧対照表という形ではなく大変恐縮だが、このような形でいただいた意見に対して修正案を作成した。一部、「協議を継続」としている部分については、今一度、この場で協議をしていただければと思う。

【馬場座長】

「協議を継続」としている部分については、会議の後半部分で協議をする。それでは、「2-6-1 非核平和に係る社会動向」から進めたいと思う。事務局に説明を求める。

【石黒係長】

・資料No.1 について説明

この中でNo.1 「2-4 情報化」については、後ほど、素案の検証のなかで対応することとする。

・「2-6-1 非核平和に係る社会動向」について説明

No.2 及びNo.5 の「等」の表記については、当課の竹内から説明する。

【竹内主任】

No.2 とNo.5 は、条例の中の「等」の表記についてであり、関連があるため、併せて説明する。順番は前後するが、先にNo.5 の質問・意見について説明をする。

この条例全体で「等」という表現が多いのだが、特に多いのが「市長等」という表現である。この「市長等」については、条例の第2条で定義づけがされている。

第2条の中で市長等は、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会」を指すとされており、この「等」の意味としては、市長以外の市の執行機関を総称して「市長等」と定義されているものである。そのため、「市長」という記載と「市長等」の「等」があるかないかという使い分けについては、市長単独としてのものなのか、または、教育委員会などを含めた市の執行機関総称としての意味なのかということを使い分けがされていると理解をいただきたい。

次に、「災害等」という言葉についても、条文の中で説明がされている。第31条のカッコ書きで、(以下「災害等」という。)とあるが、この前の部分が「災害等」にあたる部分であり、「市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態」それが「災害等」ということである。また、逐条解説では、この「等」にあたるものの例として、テロを挙げている。それ以外には、北朝鮮のミサイル問題や核実験、つまり、災害とは少し異なるが市民の生命や身体、財産に重大な被害を与えるおそれのある

ものが、この「等」という言葉には含まれているということである。

次に、No.2の「海外の自治体等」の「等」が、具体的にどのような団体を指しているのかについて、逐条解説では、「海外の各種人道支援団体、商工団体、教育研究機関といった団体を指す」との説明がある。具体的には、当市で言うと、オーストラリアの団体である豪日協会という協会がある。当市とオーストラリアは、平和友好という観点から、つながりが非常に深い。

素案16ページの情勢分析において、オーストラリアのカウラ市と「平和友好交流意向書」を平成15年に交わしたと記載しているが、これは戦時中に捕虜収容所が上越市・オーストラリアのカウラ市それぞれに設置されていたという経緯があったためであり、また、当市においても上越日豪協会という組織が平成8年に設立されている。その協会と市が一緒になり、オーストラリアにある豪日協会とで平和祈念式典への参加などで相互に交流を行っている。

条例の中には、「市長等」、「災害等」、「海外の自治体等」など「等」が付く表現がたくさんあるが、それはこの自治基本条例の性格として、社会経済情勢の変化に適合していく必要があるということから、少し広い表現がされているものと考えている。先ほどの「災害等」という表現についても、「災害」とすると、自然災害である台風や大雪のみを指す表現となり、昨今のような北朝鮮のミサイルには対応できないことになる。

以上、条例全体で見れば、少し「等」が多いとは思いますが、それぞれの「等」には必ず意味が込められているということで、ご理解をいただければと思う。

【馬場座長】

今の点について、少し補足説明をするが、想定されている事態の具体例を「等」で示している場合は、それが「災害等」のような表現となるということである。また、「市長等」のような場合は少し異なり、意味が固定されている。市長、教育委員会、選挙管理委員会云々がその固定であるが、そのままであると条文が長くなってしまうため、短くするために「等」としている。これら2つのパターンがある。

今の説明にあったように、執行機関という言葉が出てきて分かりにくいのだが、少し乱暴に言えば、訴訟をするときに誰が誰を名宛人にするか、誰を相手に訴訟をするかといった時の訴訟相手とすることができる対象というのが執行機関である。そのため、市長や教育委員会などを相手とすることはできるが、市の職員を相手とすることは基本的にはできないということである。その意味で、今回の表現では、外部効果を持つ人たちのことであり、それを以って何らかの職務を遂行するのが執行機関である。その執行機関

というのが市長以外にも日本の自治体にはある。これは決まっており、増やしたり減らしたりすることはできない。それをそのまま条文に記載すると長いので「等」という表現で短くしているということである。また、「災害等」の場合には、「災害」に代表されていて、何か他の事態が起きた時に「災害」で読み込めるようにした時、「等」とするということであり、主に2パターンの質が違うものが混在しているのだと理解するとわかりやすいと思う。

他に意見等を求める。

【保坂委員】

日豪協会の事は承知していたが、「等」とあるため、他にもたくさんあるかと思い質問した。

【馬場座長】

日豪協会以外の団体について、事務局に説明を求める。

【竹内主任】

担当の共生まちづくり課に確認したところ、この条文が示す「非核平和の実現」という意味では他にはないということであった。

【馬場座長】

今後、どこかにつなげる場合に色々な団体が考えられ、直接的なもので言えば、例えば、原発の問題があればチェルノブイリの地域などが該当するかもしれない。その場合、この「等」でうまく読み込めればということで、ここを「等」としているのであろうと考えられる。

【保坂委員】

その点は了解した。もう一点、大堀委員の質問項目で少し気になった部分がある。第17条は市議会及び市長で「等」はなく、第28条もない。第17条は確かになくてもよいが、第28条はパンフレットの条文には「等」があり、素案11ページの第28条は誤りではないか。

【石黒係長】

素案作成時に「等」が抜けてしまったと思われる。パンフレットの条文のとおり、第28条は市議会及び市長等で「等」が付くのが正しいため、お詫び申し上げます。

【馬場座長】

素案11ページの第28条では、冒頭で「市議会及び市長」となっているが、「市議会及び市長等」ではないかという保坂委員からの指摘であり、事務局で確認の上、必要で

あれば修正をお願いします。

【佐藤課長】

パンフレットでも確認できるが、「市議会及び市長等」の「等」が素案では抜けていた。次回の会議までに修正したいと思う。

【馬場座長】

他に意見を求める。

－ 一同なし －

次に、No.3「2-6-2 災害等の発生状況」について、保坂委員に説明を求める。

【保坂委員】

資料に記載のとおりだが、情勢分析では、わずかな紙面で事実として必要なことを書かなければならないという事情はわかるが、マイナスの部分が多い印象を受ける。中越沖地震では市民安全課や防災士も頑張ったなかで良くなってきている部分もあり、もう少しプラス評価の書き方はできないかと思い、意見として挙げたものである。

【石黒係長】

保坂委員に質問だが、意見内の数値データは何によるものか。

【保坂委員】

私自身、市の防災士会の役員をやっているため、市の研修会を受けた際の資料によるものである。

【石黒係長】

了解した。

この具体的な数値について、事務局として市の担当に確認をした。委員ご指摘のとおり、平成24年が68%、平成27年が44%であるが、平成28年度については、76.4%となっている。

実は、平成28年度から数字の集計方法を変更したとのことである。平成27年度までの防災訓練の実施率の把握方法は、市では訓練の実施時に保険に加入するのだが、その申請数をカウントしていた。平成28年度からは、より正確な数値とするため、全町内会にアンケートをして数字を把握した。そのため、平成28年度の数値が急増している。

ただし、傾向としては、保坂委員ご指摘のとおり、色々な訓練を一生懸命やっていることは事実であり、市の方向としてもそれらに力を入れている。総合計画としても共助という部分で大切であると考え、市として取り組んでいるところである。

また、情勢分析でこのような記載をした理由として、基本的にどうしても悪い部分や

課題ばかりが目になってしまうため記載したものだが、本来の趣旨としては、自助・共助による地域防災力の強化について、現在の状況や今後の傾向を見る中では共助することが非常に厳しい状況になりつつあり、その背景にあるのが高齢化や少子化、人口減少であり、今後ますます担い手不足や活動の減退が懸念されると考え、記載したものである。そのニュアンスとしては、そのように頑張っている中ではあるが、大きなトレンドとして見ると、このような課題があるということを「懸念」として表現した。それを最終的にどのような形にすればよいかについては、委員に意見を求めたい。

【馬場座長】

素案18ページの情勢分析の三番目の項について、保坂委員の指摘した点も必要ではあるが、担い手不足の状況であり、それが課題であると書かれている。その課題は事務局からの説明のとおりであるが、その一方、保坂委員の意見である「地元の取組が行われている」という部分を、少しうまく盛り込めるとよいのではないかと思う。

今回、正にこの条例をつくったこともあり、そのような雰囲気が出てきたということもあると思うため、その部分は積極的に評価できる。その評価の一方で、人口が減っていたり、担い手が不足していたりということもある。それらについては、今後の課題となるという、両方の点について言及する書き方にすると、保坂委員の意見がうまく拾えると思う。

他に意見を求める。

【新保委員】

少し関連するかもしれないが、現在、自治体単独では解決できない災害が増えている、複合的な災害、それこそ東日本大震災ではないが、一つの自治体だけではなく、県境を越えた広域的な災害も増えている。

ここでは、地域外連携や情報共有などについて、あまり触れられていない。市で解決することが困難となった時、例えば、民間レベルであれば、県外の様々な市と、どちらかの地域に災害があった時に助けるよ、というような仕組みもかなりある。先のトレンドの話ではないが、それが当たり前になってきている。例えば、糸魚川大火もそうであったが、糸魚川、妙高、柏崎などとは特に連携が必要となってくる。その点について、もう少し分析の部分に記載してほしい。条例に入れるのは言葉が難しいが、市以外との連携などもあるとよいのではないかと思う。

【馬場座長】

保坂委員のNo.4の意見は、同様の主旨か。

【保坂委員】

新保委員の意見と同様である。

【馬場座長】

事務局に説明を求める。

【石黒係長】

まず、今の素案の作成経緯で言うと、そのことは原子力災害の部分で触れている。また、条文では第41条他自治体等との連携の中で、市はそのような広域的な課題について対処するため協力するということを書いている。

今日の議論の中で、このような災害の発生状況という社会変化に対し、この条例の記述として、もしくはその分析の仕方として、今の自治体のトレンドとしての広域的なものが課題として重要ということであれば、情勢分析の中で記載することは可能である。

【馬場座長】

これについては情勢分析もさることながら、条文の中に入れるかという話であると思う。今の情勢分析の部分に記載し、次の課題にすべきと考えるのか、それとも、第31条や第41条では読み取れないため、もう少し記述した方がよいか、意見を求める。

【矢澤委員】

情勢分析に書き込んだ方がよいのであれば、これらは連携していると思うので、当然、第31条や第41条にも反映すべきだと思う。

【馬場座長】

第41条について、パンフレットの23ページ(他の自治体等との連携)では、「市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。」と書かれている。それは、この「広域的な課題」の中に、この災害も含まれるかどうかとなるかと思う。含まれない場合は、何か書かなければいけないが、この内容で読み取れると考える。

この解釈について、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

逐条解説の中の例示としては、東日本大震災、阪神大震災なども含まれており、想定としては災害の発生ということで記載をしている。

【馬場座長】

そうすると、この素案19ページに危機管理として、第31条と第36条に加え、第41条を入れた場合、関連しているということがわかり、かつ、防災関係、特に原子力

災害や前の糸魚川の大規模火災も含めて、わかるようになると思う。そのように書きかえたらどうかと思うが、事務局としてはどうか。

【石黒係長】

関係条項として第41条を追加し、第41条分の考察、評価結果は、広域的な課題での協力の考え方について示した規定であり、社会情勢から照らした評価として対応可能であるという考えの中で、関係条項の内容を変更する必要はないという考え方でまとめてよいか。

【馬場座長】

それでよい。そうすれば、この情勢分析が生きてくると思う。

第41条について、今回、特に現状という意味で考えると、大規模災害が直近で起きていることもあり、特にここに入れておく意味があると思う。逆に、今回はここではなく、他のところにも入れることができるというのが、この条例の良さであると思う。それを特出ししてしまうと逆に使えなくなる、常に改正を進めていかなければならないような事態が生じるため、この記載方法は、案外、汎用性が高いと思う。

それでは、「2-6-2 災害等の発生状況」は、第41条を加え、それに繋がるような情勢分析の記載、そこがうまく繋がっていることが見えるように修正をお願いします。

次に、「2-6-3 治安・防犯の動向」、「2-7 環境」について、意見を求める。

— 一同なし —

それでは、修正なしとする。

次の「2-8 法令改正等の動向」の部分については、もし、国の法令が改正となり、それが条例と齟齬をきたす場合、条例を改正しなければいけない。前々回話したように、法律の解釈の範囲内で条例をつくることができるということになっているという関係からチェックをしていて、それに抵触をしていないという判断であり、この部分は問題ないと考えている。

「2-8 法令改正等の動向」について、意見を求める。

— 一同なし —

それでは、修正なしとする。

続いて、当日配布資料No.1とNo.2により、前回までの意見を受けて事務局が修正した素案の内容について、一項目ずつチェックをしていく。ここで各委員の意見が反映されているか、確認をお願いします。

まず、当日配布資料の1-aについて、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

- ・当日配布資料No.1 及びNo.2 に基づき説明

【馬場座長】

前回の議論で指摘された部分である。保坂委員、これでいかがか。

【保坂委員】

ありがとうございました。

【馬場座長】

他の委員に意見を求める。

－ 一同なし －

次に、1－bについて、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

- ・当日配布資料No.1 に基づき説明

【馬場座長】

これは全体を通して、現在、我々が直面しているこの地域の一番大きな問題だと思う。これについては、条例の各所に入れるか、それとも一か所に入れるか、それとも別の形で入れるかについて、少し考えなければいけないので、一番最後にこれについての議論をするのがよいと思うが、矢澤委員の意見はどうか。

【矢澤委員】

人口減少の問題は人口や世帯だけではなく、産業や行財政の運営、そして災害等々にも関わってくるため、重要な案件であり、後で議論をした方がよいと思う。

【馬場座長】

それでは、後で議論することとする。人口・世帯部分の情勢分析として、このような内容でよいかどうか再度確認し、先ほどの人口減少に関する条文への反映が必要かどうかということは、後ほど議論する。

他に意見がないため、2－1はこれで確定とする。字句等の修正があれば、後で委員へ提示することとする。

次に、「2－2 産業」についての意見等に基づく修正について、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

- ・当日配布資料No.1 及びNo.2 に基づき説明

【馬場座長】

まず、農業の記載についてであるが、素案6ページの上部、情勢分析の2-aで、このように入れてあり、これは必要だと思う。他方で、保坂委員や大堀委員の指摘内容については、上越市の農業がこのような状況に置かれているということを少し書いた方がよいという意見であったように記憶しているが、この点について、委員に発言を求める。

【保坂委員】

そのことを3~4行の中で収めるのは非常に困難であると思う。減反政策もなくなるため、仕方がないところもあると思う。

【馬場座長】

2-a部分の記述は残す方がよいと思う。下から2番目の項に、農業の状況、就業人口との関係で農業人口の減少などの話が書かれている。上越市が今抱えている問題は人口の減少ということを踏まえて、この部分又はその上の3番目の項のところに何か書ければよいと思う。これについてどのように書けばよいかは、やはり、産業のイメージは何とんでも工業などの第2次、第3次産業のイメージがあり、その部分の比重がかなり大きい。そこでの就労者も多いため、そのようになる。この地域を考えれば、農業の記述も少し入ると、より今の状況を反映できると思う。文案については事務局に検討を求める。構成を修正し、農業部分について追加してもよい。現在の書き方は上から全国の動き、そして下の方では地域の動きというように書かれており、全体を通して書かれている。そこに農業部分をうまく盛り込むことができると、委員の意見が反映されると思う。

2-bや2-cについて、まずは2-bから考えると、2-bの第15条なのだが、第15条2項の「持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け」という文言を使っているため、ここに挙げたという説明だったと思う。そうであれば、その部分をきちんと使っているということがわかるように説明をしたほうがよいというのが、吉田副座長の指摘であったと思う。その部分を考察などに記載するかどうかということである。

そこまで書かなくてよいということになれば、この第15条は全体を通じて使われているため、ここに特別に載せなくてもよいのではという意見も出てくると思う。他の委員の意見を求めたいと思う。吉田副座長に発言を求める。

【吉田副座長】

悩ましいが、第15条がこの項目の関係条項にあることに違和感を感じている。産業は市の関わりにかかわらず地域経済の状況がこうなっているという情勢分析が出てくる

というのは、一つある。一方で、市として何らかの産業政策を実施しているわけであり、その結果として一部このような結果が出ている側面もある。例えば、市の何らかの施策の結果として、このような現状になったという書かれ方があれば、第15条や第3条を入れることも納得がいく。書き方の工夫がもう少しあるといいと思う。そうではないと、企業が独自に行っていることを市の施策のおかげだという印象を持たれてしまう。どう書くかは難しいが、このような点を踏まえた記述とした方がよい。

【馬場座長】

その場合、この情勢分析の冒頭に、そもそも企業は独自に活動しているが、市はそのサポートとしてこのような施策をしているというような書き方とし、その部分を取り上げた記述を入れることが考えられる。前段がないと、多分、話が進まないと思う。

【吉田副座長】

その部分が入るとわかり易くなると思う。

【馬場座長】

事業主にとってみると、「市の世話になんかなってない」、「一生懸命やってきたのに」という気持ちも強いかもしれない。その場合、行政が主導で色々なことをやってきたというようなことをいわれると、それは違うと思うだろう。経済活動というのは、当然、そのような部分が大きい。そのため、市民の自立的な活動や企業の自立的な活動によって経済活動が行われていくが、それらを行政が下支えしている部分があり、そのような点を考慮した書き方をしたほうがよい。そうするとわかり易くなると思う。

吉田副座長の意見によると、もしかしたら「2-2 産業」という項目ではなく、項目を変更する方法もあるかも知れない。市が主導していない事項なのであれば、後ろの方でもよいのかもしれない。

報告書は、元々、条文毎には作られておらず、分野ごとに作られているため、この産業の分野は市が主導している部分ではないので、後ろに掲載すると、少し意味が変わってくると思う。2番目の項目として扱う必要性も無いのかもしれない。

【吉田副座長】

やはり、産業が市政運営に直接関係するのは、次の「2-3 行財政」の中でも説明がつく。財政を支える上での産業ということで、そのような位置付けとして順番を変えるということもあると思う。

【石黒係長】

いくつかプランをいただいたので、少し検討をさせていただく。

【馬場座長】

では、検討をお願いします。

他の委員に意見を求める。

【笹川委員】

今ほどの考え方からすると、市が色々とやっていることが見えなくなる。ただし、その表現は難しい。私は何かやっているという主張があってもよいと思う。関わりを持ち、支えているところがあるという何かがあった方がわかりやすいかもしれない。このままだと、世の中の流れや大企業がどうしたとか新幹線がどうしたとか、市とは関係ないと一般の方は感じると思う。若干、市の関わりをアピールする記述があってもよいのではないか。

【馬場座長】

笹川委員の指摘のように、「市がサポートをしている」ということを盛り込むことが必要かもしれない。

他の委員に意見を求める。

【岡田委員】

特に、中小企業に関する記載が必要である。市は中小企業に対しての補助、融資を行っている。そうした取組を、ある程度見えるようにした方がよい。大きな動きだけではなく、小さくても具体的な取組を挙げた方がわかりやすい。

産業の項目にとって、市政運営の基本原則が掲げる基本的な理念は、とても大事なことであると思う。企業に対して行政はどのように関わっているか、直接つながらないことも出てくるが、これらは切っても切り離せない分野であるし、産業があるからこそ市政が成り立つという側面もある。それらを繋げることは難しいかも知れないが、些細な事例を挙げていくなどして、特に中小企業に対しての部分を前面に出した方がよい。この地域は、ほとんどが中小企業である。その方が市民としては、わかりやすいと思う。

【新保委員】

産業について、例えば、観桜会やSAKE（酒）まつりのような観光の部分があまり触れられていない。それを加味しても市民にはわかりやすいと思う。

【矢澤委員】

これに関連して、第3次産業が6割強を占めている。観光の部分も入るし、それ以外の第3次産業もある。北陸新幹線や直江津LNGができたということで、好材料云々という話につながるが、そのつながりが弱いような気がする。やはり、観光も含めた第3

次産業と今までの施策、新幹線やLNGなど、その関わりをもう少し文章的に繋げるような書き方のほうが、訴え方としては理解しやすいと思う。

【馬場座長】

そうすると、今の意見を聞く限りでは、この第15条が関連条文であることは悪くないと思われていると感じた。そこで、それとの意味合いで見ると、ここの説明として他の書き方はないのかという意見だと思う。そのため、情勢分析の記述を少し組み替えることを検討していただきたい。もし可能であれば、項目の順番を入れ替えることも視野に入れて考えていただくということで、次回にこの部分は改めて文言のパターンを事務局から提出してもらうということではいかがか。

【吉田副座長】

一つの案として、「2-3-1 財政運営」の後に財政を支える基礎としての産業という形で2-3-1の次に入れるという方法もある。または、2-3-1の(1)で財政として、(2)でそれを支える産業とする形も考えられる。その関連条項は9ページにあるものを一つにまとめればよい。検討いただきたい。

【馬場座長】

これらについて、事務局で検討をお願いします。

【佐藤課長】

今の意見を参考にし、次回、提案をさせていただく。

【馬場座長】

この条文との関連で、2-cの総合計画を関係条項として追加することについて、保坂委員から提案があったため、保坂委員に説明を求める。

【保坂委員】

総合計画は関係する箇所が多くある。そのため、どこに入れるかもあり、入れるのであれば複数箇所に入れなければならない。しかし、全く入れないのも問題である。やはり、どこか一番大事な分野に入れてほしいと思った。

【馬場座長】

ここではないかもしれないが、どこかに入れてほしいということであった。事務局に質問だが、総合計画はどこに入っているのか。

【佐藤課長】

前々回に配布した資料「自治基本条例に基づいた取組（条例、計画、制度等）」をご確認いただきたい。

総合計画については、自治の基本理念第3条と第16条を関係条項として、個別の取組は今の第6次総合計画の取組の中で対応していくということになる。この条項そのものが、総合計画と市政運営の関係性を表す条項である。それを踏まえ、自治基本条例の理念に基づく取組を総合計画の中に取り組みという整理をしているところである。

【馬場座長】

第3条が記載されている部分が総合計画と関連していると見てよいという説明であった。

【石黒係長】

第16条は、自治の基本理念と基本原則に則った市政運営を行っていく計画として総合計画を策定するという条文になっている。総合計画は、条例の理念を具体化する重要な手法としての位置づけとなる。

【馬場座長】

関係条項としては、特定の項目に掲載し難いということか。

【石黒係長】

社会経済情勢の変化に照らした条文の検証ということ言えば、どこかに入れるのは、なかなか難しい。第6次総合計画は、法令に基づいたものではなく、自治基本条例第16条の規定を根拠に策定した旨、計画の中に明記されており、その関係性も記載されている。そのように整理しており、現場もそのように理解している。

【馬場座長】

保坂委員の意見をうまく反映するという事を考えると、一つのプランとしては、「2-3-2 地方分権改革」に入れることが考えられる。その理由は、総合計画が以前は地方自治法によって必置であったことが、分権改革の中で必置ではなくなったからである。

自治体自身が地方分権で何をすべきかというときに、この条例を基本理念としており、これが政策全体に関わっていると見せることができるのであれば、これを2-3-2に記載できれば、保坂委員の考え方が説明できるのではないかと思う。

その場合、情勢分析などの部分に、「必置ではないが、自分たちで作っている。その理由は自分たちの分権された社会をこういう風に構築したいため、作っている。」という説明があってもよい。

この場合、「2-2 産業」よりも「2-3-2 地方分権改革」の方が説明しやすいと思われる。

【矢澤委員】

確認であるが、第6次総合計画があるから、市政の各種取組があるということか。また、自治基本条例に基づいて、総合計画があるということによいのか。

【馬場座長】

そうである。

【矢澤委員】

そのため、総合計画が一番合致する項目は「2-3-2 地方分権改革」であろうということか。

【馬場座長】

そうである。

【矢澤委員】

承知した。

【馬場座長】

2-cの部分は2-3-2に挿入し、総合計画は市の基本方針であり、その内容に基づいて政策が行われているということを記載できればよいと思う。

産業の修正部分について、2-aに地元農業についての記載も加えた表現とする。それに関係して、2-bで産業をどのように捉えるかという旨、全体として書き方やその場所も検討するというところで修正を進めてもらえればと思う。

その修正版を次回の委員会で検討することとする。

次に、3-aについて、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

- ・当日配布資料No.1及びNo.2に基づき説明

【馬場座長】

これに先ほどの議論を加えてもらい、その一方で、分権された自治体のやるべきこととして各種政策を実行するために総合計画を策定していると記載する。この二つの構えとすると、両側が記載されているということになる。そうすれば、正にこの条例があるため、これができているというようになると思う。

他に意見を求める。

— 一同なし —

次に、「2-4 情報化」の項目名を変更した点について、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

まず、情勢分析についてであるが、情報通信技術の進歩は目覚ましく、色々な所に影響しているという状況の中、日常生活や経済活動については、前回は産業の内容も記載したが、産業と生活は一体的な部分もあるため、表現としてはまとめさせていただいた。

もう一つは、行政運営の中でも、制度の変化があり、そこで各委員の議論の中のポイントとしては、情報の共有は大事なことであり、「共有」という要素は大事であるということであった。

また、個人情報の保護や情報の公開に関しては、「適正な管理」というものが大事だということであった。ニュアンスとしては、「適正」というように補強できれば、表現のイメージとしてもよいのではないかということが修正の趣旨である。

なお、素案のタイトルに「な」が抜けていた。12ページの上、「情報の共有と適正な管理」が正当であった。「な」があったほうがよいかも含め、協議をお願いします。

【馬場座長】

吉田副座長に意見を求める。

【吉田副座長】

「適正な管理」でよい。

【馬場座長】

色々な主体が情報を共有しているが、それを管理しなければいけないという両方の意味があると思われる。かつ、経済活動についても、色々な要素が混同して記載されていた部分がきれいに抜けたことでわかりやすくなったと思う。

【吉田副座長】

考察の部分に「知る権利を保障する」と書かれている。条例第5条の中に「市政運営に関する情報を知る権利」という部分があるが、第5条を記載しなくてもよいのか。

関係条項には、第4条の情報共有の原則はあるが、もう一方で市民の権利の部分として第5条も加えるべきではないか。

【馬場座長】

事務局に説明を求める。

【佐藤課長】

市政について知る権利があり、その市民の知る権利という部分では、この条文が必要であると考えます。

【馬場座長】

他の委員の異論がないため、第5条を関係条項に加えることとする。

他に意見を求める。

－ 一同なし －

それでは、2-4については、項目名の「な」の修正と第5条を関係条項に挿入し、それ以外の部分は修正案のとおりとする。

次に、「2-5 人権」について、事務局に説明を求める。

【石黒係長】

- ・ 当日配布資料No.1 及びNo.2に基づき説明

【馬場座長】

素案の修正された内容について意見を求める。

－ 一同なし －

それでは、2-5は修正案のとおりとする。

今回の会議では、前回議論したものを基に、事務局が修正した素案について検討を行ってきた。全体を通して、意見等があれば願います。

【保坂委員】

素案24ページの関係条項「第24条 行政手続き」、そして、素案25ページの「行政手続き法の一部改正」とあるが、この送り仮名の「き」は不要ではないか。

【石黒係長】

ご指摘のとおり、こちらの誤りであり不要である。次回までに修正を行う。

【馬場座長】

平仄について、別の箇所も含めて事務局に確認をお願いします。

それでは、今回の議論を受けた素案の再修正を事務局で行い、次回会議前に委員へ配布するよう願います。

それでは、最後に議論をすることとなっていた1-bについて、協議を行う。

条例を改正して「人口減少社会の」という文言をどこかに追加することが一つの方法であり、もう一つは、条文自体は変更せず、見直し時の考え方としてこのような議論が前提となっているということを検証報告書に記載するという方法が考えられる。このことについて、委員に意見を求める。

【岡田委員】

人口減少はこれからどんどん続くと思うので、大事な問題である。中山間地を中心に、

増える要素よりも減る要素の方が多くあると思う。別枠として、例えば、2-1-1などとして、人口減少の項目を設けてもよいと思う。

「2-1 人口・世帯」の情勢分析を見ると、現状ではかなりボリュームがあるので、これを分割して人口減少の項目を別に作り、そこに振り分けたほうがよいと思う。

人口減少については、これから考えていかなければならないことであり、条例改正はしないとしても、検証報告書には少し追加したほうがよいと思う。

【馬場座長】

条例の本体は変えないで、分析としてそこに項目を立てて、やっていくということか。

【岡田委員】

条文自体を変える必要はないと思うが、検証報告書の中で、特に問題点として別枠で取り上げた方が細かく問題点を記載できると思う。

【馬場座長】

そうすると横串を刺すというようなこともできる。コミュニティの問題、産業の問題、その他の問題等、全部を刺して、人口減少ということで捉えていく。それも一つの方法である。

【矢澤委員】

その意見に賛成である。人口減少は他の色々な項目に当てはまり、横串を刺すということをしないと、分析が足りない。

これは別枠扱いで、各項目について指摘していく方法が一番よいと思う。

【馬場座長】

他の委員に意見を求める。

— 委員から賛成の声あり —

それがこれからの行政運営だけではなく、コミュニティやまちの維持の基本となると考えれば、これほどどこかで項目として挙げてよいと思う。どこに挙げるかについては、やってみないとわからない部分もあり、事務局に一任したい。もしかしたら2-0となるかもしれないし、2-1が人口減少で最初の項目となり、その次に人口・世帯の項目がくる形もありうると思う。

【岡田委員】

それをやることで、次回の検証の時に次のステップに行けると思う。今、この段階である程度挙げておけば、次の時にまた使えると思う。

【馬場座長】

この枠組みを、もしかしたら5年後使うことができるかもしれない。それに合わせてもう一回検証していき、そこに足りないものを足したり、要らなくなったものを引いたりして、枠組みとして使うことができるかもしれない。

【保坂委員】

地域協議会の中でも議論しているが、やはり、地元のまちづくりをする上においても人口減少はとても大事な要素であるし、小学校の子供たち同士の交流や育成などを考えると、ある程度の人数が欲しいこともある。

地域協議会の議論の中では高齢者支援を取り上げており、議論を進めている。やはり、今後は、人口減少が大きな課題であると思う。

【矢澤委員】

人口減少も然りだが、少子高齢化も大きな問題であると思う。これは人口減少だけではなく、この地域においては少子高齢化、特に高齢化が進んでおり、限界集落と言われる場所も沢山ある。これも大きな問題だと思う。

人口減少と少子高齢化、やはり、これはセットで考えていかなければいけない問題ではないかと思う。

【馬場座長】

なぜ人口が減少しているかという話となると、少子化も関わってくるということだと思う。

「2-1 人口・世帯」の文章をもっと淡々とした内容に変え、少子高齢化と人口減少の話の話を別の枠とする。もしかしたら、これには関係条項はなく、見開きで分析を記述する方法になるかもしれない。それについて、私も事務局と相談をして知恵を出せればと考えている。それを次回に提示できればと思う。

【佐藤課長】

了解した。

【馬場座長】

他に意見を求める。

— 一同なし —

それでは、以上で議事を終了する。

9 問合せ先

自治・市民環境部自治・地域振興課自治推進係 TEL : 025-526-5111 (内線 1429)

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。